

柳井簡易裁判所 令和4年(ノ)第2号 妨害予防請求調停事件

申立人 中国電力株式会社

相手方 上関原発を建てさせない祝島島民の会

第1回調停期日

答弁書

令和4年 9月28日

柳井簡易裁判所 御中

〒745-0072 山口県周南市弥生町3丁目2番地

周南法律事務所(送達場所)

相手方代理人弁護士 中村 覚

TEL 0834(31)4132

FAX 0834(32)8091)

相手方特別会員 熊本一規

第1 申立の趣旨に対する答弁

申立人の請求には応じられない。

第2 紛争の要点に対する認否

1 紛争の要点第1項は、認める。

2 同第2項のうち、申立人が、平成20年7月26日山口県知事から埋立工事竣工期限を令和5年1月6日とする工事竣工期間伸長許可処分を受けたことは認め、その余は否認ないし争う。

申立人が、令和5年1月6日までに、本件公有水面について、埋立工事を竣工することは物理的に不可能であるから、本件埋立免許に基づく申立人の公有水面埋立権は、完全に形骸化しており、法的保護に値する権利性を喪失している。

3(1) 同第3項(1)のうち、申立人が平成21年10月9日相手方らを債務者として山口地方裁判所岩国支部に公有水面埋立権に基づく妨害禁止の仮処分を申し立て、平成22年1月18日同支部が、申立人主張の仮処分決定をしたことは認め、その余は否認する。

(2) 同第3項(2)のうち、相手方らが平成24年10月8日上記仮処分決定の取り消しを求める申し立てを山口地方裁判所に行い、平成26年6月11日申立人と相手方らとの間で和解が成立したことは認め、その余は否認ないし争う。

4 同第4項のうち、申立人が令和元年11月～12月、令和2年1月～12月及び令和3年6月～7月に海上ボーリング調査を試みたことは認め、その余は否認ないし争う。

第2 相手方の主張

1 申立人の主張の誤り

申立人の主張は、要するに、本件公有水面において申立人が海上ボーリング調査を行う際に、相手方が同水面に船舶を進入させるなどの行為をすることは、本件公有水面に対する申立人の使用を妨害することを禁止した山口地方裁判所岩国支部の平成22年1月18日の仮処分決定（以下「本件仮処分決定」という）及び同仮処分決定主文第1項の「債権者の同水面に対する使用」を解釈、定義し

た山口地方裁判所の平成26年6月11日の和解(以下「本件和解」という)により相手方が負う不作為義務に違反するから許されないというものである。

しかしながら、申立人が行おうとしている本件海上ボーリング調査は、

- ① 本件仮処分決定主文第1項の「債権者の同水面に対する使用」には当たらず
- ② 水面を使用するために必要な祝島の漁民らに対する補償金の支払いがされていないから違法な水面の使用である。

2 本件海上ボーリング調査は、本件仮処分決定主文第1項の「債権者の同水面の使用」には当たらないこと

- (1) 本件和解条項第3項(1)は、本件仮処分決定主文第1項の「債権者の同水面に対する使用」について、「本件公有水面における地質、水温、流況その他の項目に関する調査、灯浮標の点検・補修その他同水面の管理・保全に必要な行為に限ること」として、埋立工事の準備行為として通常行われる調査や点検等を、「債権者の同水面に対する使用」に含まれるとしたものである。上記和解条項はあくまで、本件仮処分決定主文の解釈、定義であるから、本件仮処分決定と無関係な水面の使用が、これに含まれないことは当然である。
- (2) 本件仮処分決定は、申立人の公有水面埋立権に基づく妨害排除請求権を被保全権利とする仮処分決定である。したがって、本件仮処分決定主文第1項の「債権者の同水面に対する使用」も、公有水面埋立権に基づいて行われる「水面に対する使用」であるから、これを解釈、定義した本件和解条項第3項(1)の「地質、水温、流況その他の項目に関する調査」も、公有水面埋立権に基づく埋立工事の準備行為として行われる「地質、水温、流況その他の項

目に関する調査」でなければならない。

(3) 本件海上ボーリング調査は、①原子力発電所の建設に伴う活断層調査の一環として行われる地質調査であり、公有水面の埋立工事の準備行為として行われる地質調査ではなく、②申立人が公有水面を使用する法的根拠も、公有水面埋立法に基づく免許ではなく、山口県条例である「一般海域の利用に関する条例」に基づく占用許可である。

したがって、本件海上ボーリング調査は、本件仮処分決定主文第1項の「債権者の同水面に対する使用」には当たらないから、本件海上ボーリング調査に関して、本件仮処分決定及び本件和解に基づき、相手方が不作為義務を負うことはない。

3 申立人は祝島の漁民に対し漁業補償金を支払っておらず、漁業を妨害することは違法であること

(1) 公有水面埋立免許を得た者や一般海域の占用許可を得た者は、それだけで直ちに水面を自由に使用できるわけではない。その海域について漁業権を有する者がいる場合は、それらの者に対し、漁業補償金を支払うことが必要である。漁業補償金を支払わないで、水面を使用することは、漁業権という財産権を侵害するもので、憲法第29条に違反する。

(2) 祝島の漁民らは、本件海域において、長年漁業を営んできたものであり、慣習により権利性が認められた自由漁業の権利を有している。申立人は、本件海上ボーリング調査による水面の占用について、祝島の漁民らに対し、漁業補償金を支払っていない。したがって、申立人による本件海上ボーリング調査は、祝島の漁民らの自由漁業の権利を侵害する違法な行為である。

(3) 本調停に先立って行われた申立人と相手方との文書のやりとりの中で、申立人は、2000年の漁業補償契約に基づいて、祝島の

漁民らに対しても、漁業補償金を支払済みである旨を主張してきた。しかしながら、漁業補償は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づいて作成された「電源開発等に伴う損失補償基準」及び同要綱に付随して定められた「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」に従って行われなければならないところ、

- ① 海上ボーリング調査に伴う漁業補償は、当該調査によって漁業が制限される期間を特定して補償金を算定する期間制限補償であるが、2000年補償契約の時点で、2019年以降に行う海上ボーリング調査の期間を特定することは不可能であること、
- ② 自由漁業に対する補償は、実際に自由漁業を営んでいる漁民に対して行われる補償であるが、2000年漁業補償契約の時点で2019年に本件海域で自由漁業を営んでいる者を予測して特定することは不可能であること、

以上の理由により、2000年漁業補償契約には、本件海上ボーリング調査に伴う祝島漁民らの自由漁業の権利に対する補償は含まれていない。

4 祝島の漁民は漁業補償金の支払いを受けていないこと

また、そもそも祝島の漁民は、2000年漁業補償契約に基づく漁業補償金の支払いを受けておらず、申立人の漁業補償金支払債務は、履行されていない。

5 申立人の権利の時効消滅

漁業補償契約は、双務契約であり、契約の当事者双方が、契約の相手方に対する債権を取得する。2000年漁業補償契約は、契約締結後20年以上が経過しており、すでに民事消滅時効（10年）が完成している。相手方は、本書面をもって、上記時効を援用する。